

令和 8 年度市有地・保留地一般競争入札における 質問及び回答 一覧

No.	質問	回答
1	一般競争入札のお知らせでは、「売買代金は、売買契約日から 2 週間以内に支払わなければならない」とありますが、ローンを組む都合上、2 週間以内には支払いが難しいです。 支払期間を延長できますか。	ローン等のやむを得ない事由に限り、売買代金の支払期間の延長を認めさせていただく場合があります。 落札時にその旨を申告いただいたうえで、売買契約締結時に、当該ローンに係る申請書等の写しのご提出をお願いします。 ただし、ローンの審査がとおらず、売買代金の支払ができなくなった場合には、売買契約不履行として違約金を請求させていただくこととなります。
2	物件を分筆して販売していただくことは可能でしょうか。	本入札では、分筆して販売することはできません。
3	物件番号 2－1 について。 辺長などがわかる図面は提供可能か。	物件番号 2－1 の辺長がわかる図面は、区画整理課窓口（館林市富士原町 1057-129）にて交付しております。 区画整理課（TEL0276-72-4981）までお問合せください。
4	物件番号 2－1 について。 保留地は、金融機関によってローンが組めない場合があるが、ローンを組める金融機関は紹介いただけるか。	区画整理課（TEL0276-72-4981）までお問合せください。

No.	質問	回答
5	物件番号 2－1 について。 物件周辺のブロック塀は、当該物件と 隣地のどちらに属するものか。	区画整理課（TEL0276-72-4981）までお 問合せください。